

臨海部国際戦略本部委託契約等指名選定委員会要綱

(趣 旨)

第1条 臨海部国際戦略本部が所管する委託契約等に係る契約事務の公正かつ適正な執行を確保するため、臨海部国際戦略本部委託契約等指名選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務の範囲)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 業者の指名選定に関すること。
- (2) 契約方法の決定に関すること。
- (3) 機種選定に関すること。
- (4) 情報システムに係る選定に関すること。
- (5) その他特に委員会に付すべき事項

2 前項第1号から第4号に掲げる事項のうち、委員会に付すべき事項は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 委託契約(一般競争入札を行うもの及び予定価格が川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号。以下「規則」という。)第24条の2第6号に規定する金額以下で、見積合わせを行うものを除く。)に関するもの。
- (2) 物件の借入れ(一般競争入札を行うもの、1件当たりの予定価格(日割額又は月割額により契約を締結する契約については、1月相当の賃借料に契約月数(12月を超える場合は、12月)を乗じて得た額)が規則第24条の2第3号に規定する金額以下で見積合わせを行うもの及び再リース契約を行うものを除く。)に関するもの。
- (3) 物件の貸付け(一般競争入札を行うもの、1件当たりの予定価格(日割額又は月割額により契約を締結する契約については、1月相当の貸付料に契約月数(12月を超える場合は、12月)を乗じて得た額)が規則第24条の2第5号に規定する金額以下で見積合わせを行うもの及び再リース契約を行うものを除く。)に関するもの。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 本部長
- (2) 事業推進部長
- (3) 成長戦略推進部長
- (4) 基盤整備推進部長
- (5) 土地利用転換推進部長
- (6) 事業推進部担当課長

(委員長)

第4条 委員会は、本部長を委員長、事業推進部長を副委員長に充てる。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき、又はその他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 会議の呼称は、第2条第1項第3号について審査する際は「機種選定委員会」と、同項第4号について審査する際は「システム選定・仕様検討委員会」と呼び替えるものとする。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、委員長が特に認めた場合又は緊急を要する場合については、持ち回り審議で委員会の開催に代えることができる。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(指名・選定等の基準)

第7条 委員会は、指名業者の選定をしようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 契約実績
- (2) 当該契約施行についての適性
- (3) 資力、技術、信用状態
- (4) その他の必要事項

(プロポーザル手続)

第8条 委託契約において、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第2号の規定を適用し、技術提案書に基づく審査により業者を特定する場合のプロポーザル手続に関する規定は、別途定める。

(事後承認)

第9条 施行令第167条の2第1項第5号による随意契約の場合で、事前に委員会に諮ることが難しい場合は、事後に委員会へ報告し、承認を得るものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事業推進部において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営などについて必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。